

## 2) 特定保健指導について

特定健康診査（特定健診）とは、医療保険者（国民健康保険・被用者保険）が40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、メタボリックシンドロームに着目した検査項目で実施する健康診査である。健診により保健指導対象者を抽出し、保健指導を実施することで、生活習慣病予防を行うとともに、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的としている。草津市では、草津市国民健康保険加入者を対象に、毎年特定健診・特定保健指導を実施している。

### 1. 目的

対象者自身が健診結果から身体状況を理解して体の変化に気づき、自ら生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに自らが実践・継続できるよう支援し、対象者が自らの健康に関するセルフケアができるようになることを目的としている。

### 2. 対象者

腹 囲	追加リスク I			追加リスク II	対象年齢（実施年度末）	
	①血圧	②脂質	③血糖	④喫煙歴	40～64 歳	65～74 歳
≥85 cm（男性） ≥90 cm（女性） （内臓脂肪の面積の測定がある場合には、内臓脂肪の面積が 100 平方cm以上）	2つ以上該当				積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あ り		
				な し		
上記以外で BMI ≥25	3つ該当				積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あ り		
				な し		
1つ該当						

追加リスク I			追加リスク II
① 血 圧 ●収縮期 130mmHg 以上 または ●拡張期 85mmHg 以上	② 脂 質 ●中性脂肪 150mg/dl 以上 または ●HDLコレステロール 40mg/dl 未満	③ 血 糖 ●空腹時血糖 100mg/dl 以上 または ●H b A 1 c 5.6%以上	④ 喫 煙 歴 ●質問票より

※質問票により糖尿病、高血圧症、脂質異常症で服薬していない者に限る。ただし、特定健診後に服薬治療を開始した者については、通院中の医療機関に保健指導を実施してよいか、また指導に際しての注意点等を確認している。

### 3. 支援期間

- ①動機付け支援：医療機関と事業所委託により初回支援と6ヵ月後評価支援を実施。
- ②積極的支援：直営により6ヵ月月間の支援を実施。

### 4. 実績

#### ●特定保健指導実施率

年度	H22	H23	H24	H25	H26
<b>積極的支援</b>					
対象者	161	160	160	144	150
終了者	10	12	12	8	21
合計実施率(%)	<b>6.2</b>	<b>7.5</b>	<b>7.5</b>	<b>5.6</b>	<b>14.0</b>
県平均実施率(%)	11.1	10.9	15.5	16.9	19.7
<b>動機付け支援</b>					
対象者	609	551	574	568	614
終了者	62	57	83	56	56
合計実施率(%)	<b>10.2</b>	<b>10.3</b>	<b>14.5</b>	<b>9.9</b>	<b>9.1</b>
県平均実施率(%)	22.7	22.2	28.7	27.5	30.9
合計実施率(%)	<b>9.4</b>	<b>9.7</b>	<b>12.9</b>	<b>9.0</b>	<b>10.1</b>
県平均実施率(%)	19.9	18.0	25.4	25.0	28.5

### 5. 特定保健指導実施率向上対策

・H26より動機付け支援について事業所委託を開始。専門職（保健師・管理栄養士）による参加勧奨を電話にて3回以上実施。

H26：電話勧奨者数459名、参加者96名、参加率20.9%

・H27より積極的支援について訪問による参加勧奨を実施中。

・H28より特定健診の結果返しの際に『特定保健指導通知書』を医療機関よりご本人に渡して頂き参加勧奨して頂く予定。別紙：『特定保健指導通知書』（案）参照。